

# 見 解 書

—東京都建設残土再利用センター(仮称)(中央センター)建設事業—

平成3年1月

東 京 都

# 1 総括

## 1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都

代表者：東京都知事 鈴木 俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

## 1-2 対象事業の名称

名称：東京都建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕建設事業

種類：工場の新設

## 1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、建設残土の再利用を促進するため、中央防波堤内側埋立地に、建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕を建設するものである。

事業計画の概要は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

位 置		東京都江東区青海二丁目地先 中央防波堤内側埋立地	
中央センター全体面積		7.96ha	
施 設	情報センター	施設規模	鉄骨造2階建
	ストックヤード	年間処理量	38万m <sup>3</sup> /年
		施設面積	3.06ha
	土質改良プラント	年間処理量	14万m <sup>3</sup> /年×2基
		処理能力	150t/時×2基
		主要施設	破砕解砕混合棟 ×2棟 製品分離棟 残土(原料土)貯蔵改良土ヤード
工事期間		平成3年度内	
稼働開始		平成3年度末	

1-4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について関係区長（江東区）からの意見が1通提出された。

その主な意見と事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主 な 意 見 と 見 解 の 概 略

主 　　な 　　意 　　見	見 　　　　　　解
<p>〔大気汚染〕</p> <p>(1)粉じん対策として、散水栓の設置を検討されているが、設置場所はストックヤードに限定せず、場内一帯に設置し、風速の状況に応じた粉じん防止対策を講じられたい。</p> <p>(2)臨海部は、内陸部と比較して強風の度合いが高いものと考えられるので、可能な限り、屋根防じん扉を設置し、粉じんの飛散防止に努められたい。</p> <p>(3)トラック走行による粉じんのまき上がり防止のため、搬出入車のタイヤ洗浄装置を設置されたい。</p> <p>なお、改良土は、アルカリ性となるため、運搬時のシートかけを励行し、粉じん飛散防止に努めるとともに、事業実施にあたっては、場内以外の環境保全にも十分配慮されたい。</p>	<p>(1)、(2)粉じん防止対策のため、ストックヤードの他、土質改良プラントの原料土・改良土ヤード等、場内全体に散水栓及びスプリンクラーを設置します。</p> <p>なお、施設外周部の防音壁及び植栽によっても、防じん効果が得られると考えます。</p> <p>(3)トラック走行による粉じんのまき上がり防止のため、施設構内に残土搬出入車両の洗車設備を設置します。</p> <p>また、残土搬出入車両の運行時の土砂飛散防止のため、シート覆いの装着を励行し、場外の環境保全にも十分配慮します。</p>

## 2 対象事業の目的及び内容

### 2-1 事業の目的

都内の建設工事の実施に伴い場外に搬出される土砂（以下「残土」という。）の量は、昭和62年度の調査結果によれば、昭和61年度、約2,150万㎡と推計されている。この内、都内では羽田沖埋立地で約460万㎡を受け入れているが、その処分の多くを他県に依存しているのが実状である。

しかも、羽田沖等の海面埋立は平成7年度で終了する予定であり、その後の処分地の確保については、具体的な見通しが立っていない。

また、他県で処分されているものの一部には、残土に廃棄物を混入して埋立てる不法投棄等の不適切なものがあると考えられるが、他県では、このような不法投棄等に対処するため「残土規制条例」等を制定する市町村が多くなってきている。

このような状況に対処するため、東京都は、昭和63年1月「東京都における建設残土対策について」と題して、都としての基本方向と、とるべき残土対策を取りまとめ、次いで昭和63年度には、残土対策として掲げられた再利用の促進等の5つの基本課題（①発生量の把握、②発生量の抑制、③再利用の促進、④処分地の確保、⑤不法投棄の防止）についての具体的な検討の方向を取りまとめている。

このなかで、残土の再利用を促進するためには、情報センター、ストックヤード、土質改良プラントを「東京都建設残土再利用センター」（仮称）として一体的に整備し、中央センターを中心に都内3ヵ所に設置する地区センターとから構成するとされている。

本事業は、このうちの建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕を中央防波堤内側埋立地に建設するものである。

## 2-2 事業の内容

建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕は、建設工事に伴って発生する建設残土を情報センター（建設残土の再利用の総合調整）、ストックヤード（流用可能な良質土の一時仮置き）、土質改良プラント（発生土のままでは再利用できない残土の土質改良）の3つの施設を一体的な組織として設置・運用することにより再利用を促進するものである。

### 2-2-1 位置

対象事業の位置は図2-2-1に示すとおりであり、計画地は中央防波堤内側埋立地である。



## 2-2-2 施設計画

### (1) 施設計画の概要

施設計画の概要は表2-2-1、また、施設配置計画図は図2-2-2に示すとおりである。

表2-2-1 施設計画の概要

位 置	中央防波堤内側埋立地		施設機能の概要	
中央センター全体面積	7.96ha			
施設	情報センター	施設規模 鉄骨造2階建	再利用センターの総合調整機関として、残土情報システムを整備し、残土・工事情報等の収集、加工、提供により残土の流用促進を図るとともに、ストックヤード・土質改良プラントの運用調整を行う。	
	ストックヤード	対象土	流用可能な良質土	流用可能な良質土の有効活用を図るため、埋戻し土の仮置き等に利用する。
		年間処理量	38万m <sup>3</sup> /年	
		施設面積	3.06ha	
		主要施設	ストックヤード上屋×2棟	
	土質改良プラント	改良材	生石灰	発生土のままでは再利用できない残土を、改良材として生石灰を混合することにより、含水比を低下、粒度を調整しCBR値（突固め貫入量…土の支持力）を高め山砂相当の土質に改良する。プラントの基本システムは図2-2-3に示すとおりであり、このシステムを2系統設置する。
		年間処理量	14万m <sup>3</sup> /年×2基	
		処理能力	150t/時×2基	
		施設面積	2.79ha	
		主要施設	破砕解砕混合棟 ×2棟 製品分離棟 残土（原料土 $\gamma$ -F） 原料土 $\gamma$ -F上屋 ×3棟 改良土 $\gamma$ -F 改良土 $\gamma$ -F上屋 ×1棟	
共有施設（出入口付近、管理用道路等）	施設面積	1.44ha		
工事期間	平成3年度内			
稼働開始	平成3年度末			

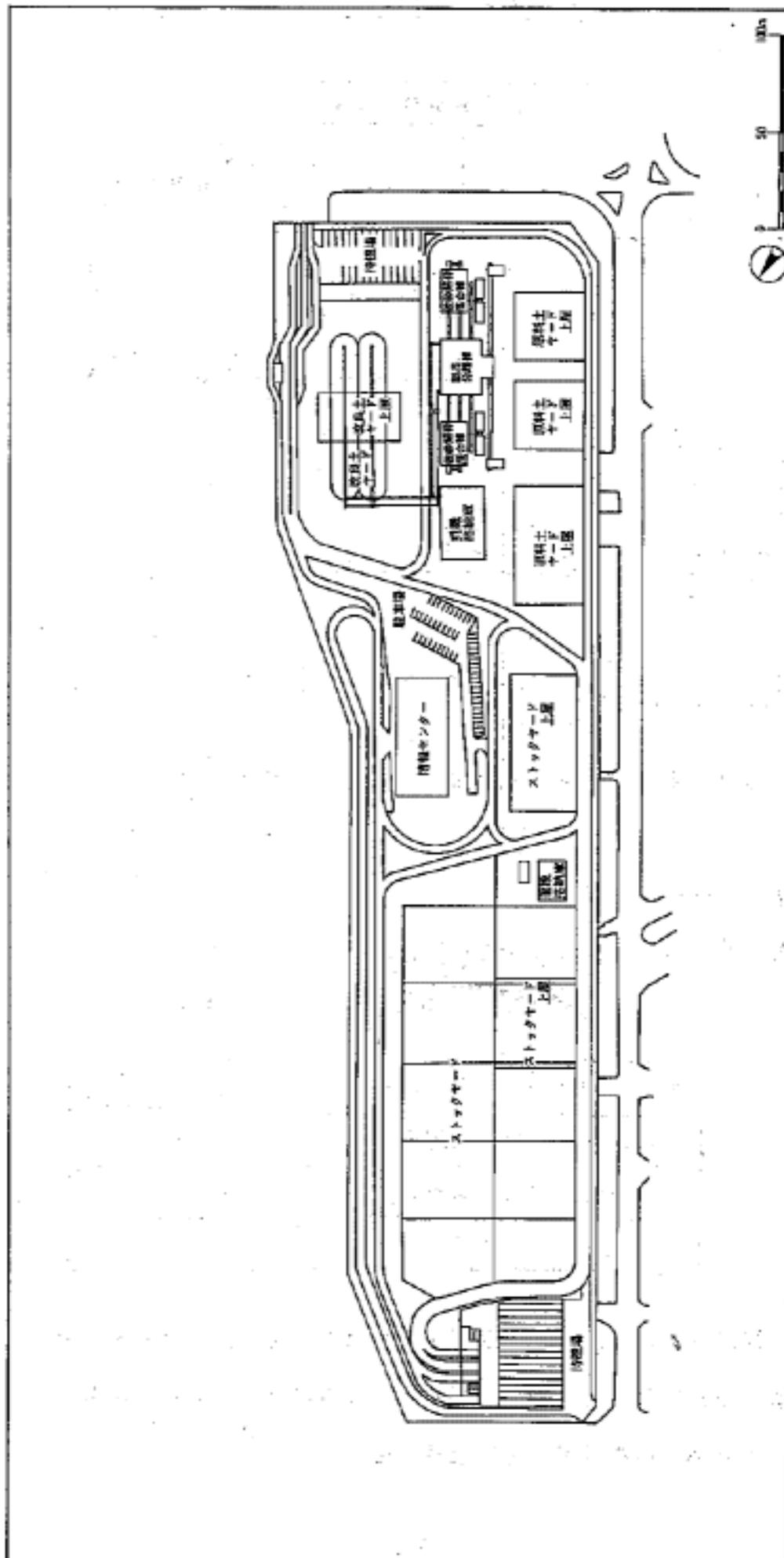


図 2 - 2 - 2 施設配置計画図

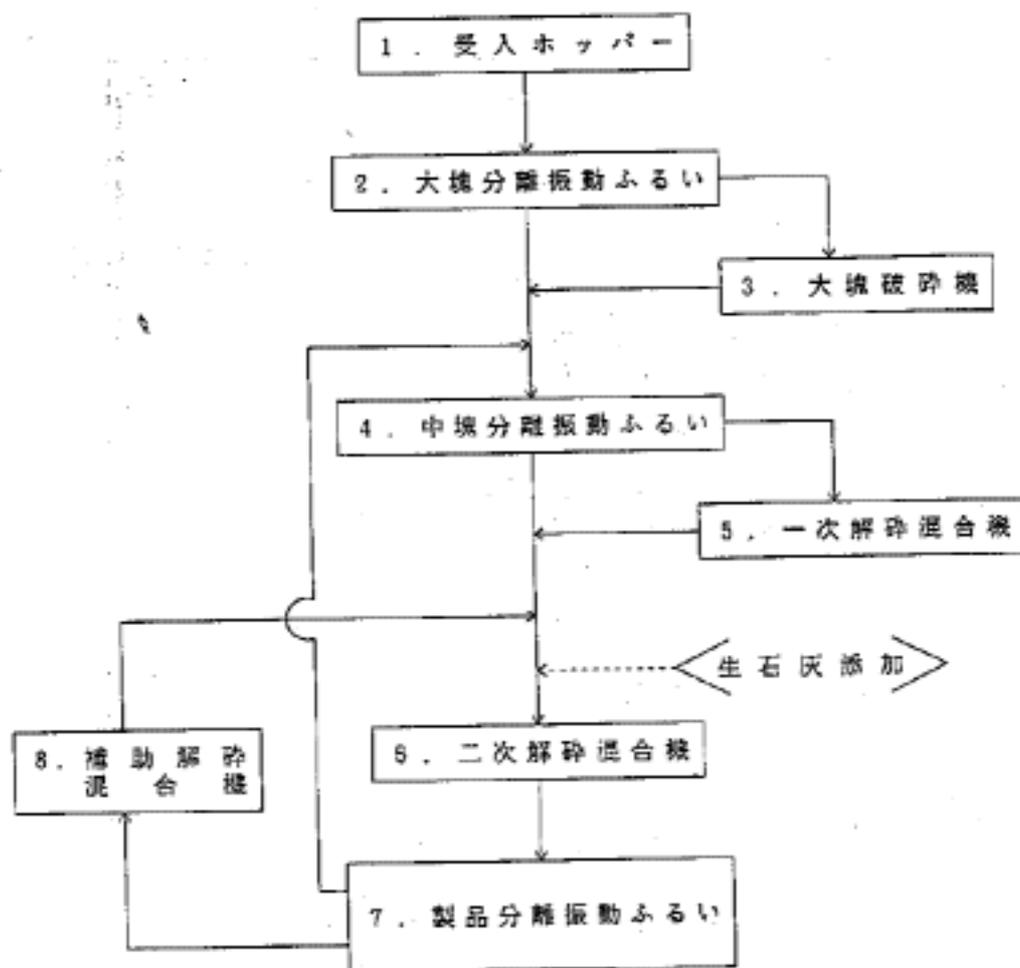


図2-2-3 建設残土改良プラント基本システム

## (2) 残土搬出入車両の運行計画

残土搬出入車両の日交通量は表2-2-2に示すとおりであり、1,200台/日である。

表2-2-2 残土搬出入車両の日交通量

ストックヤード関連車両	840台/日
土質改良プラント関連車両	310台/日
その他、業務関係車両	50台/日
合計	1,200台/日

運行経路は可能な限り、首都高速湾岸線等の地元区への影響の少ない主要幹線道路を利用し、交通量の抑制として運搬車両の効率的な運用を図るために、帰路車両の運搬活用（往復運搬）を行う。

### (3) 給水・排水計画

使用する用水は水道水とし、周辺道路から引き込むものとする。

施設から発生する排水には生活排水、洗車・プラント洗浄水排水（改良土ヤードの雨水排水を含む。）及び雨水排水がある。

生活排水及び洗車・プラント洗浄水排水は、公共下水道へ放流する。なお、洗車・プラント洗浄水排水については、生石灰（改良材）が混入するため、pH調整槽において中和し、放流する。

改良土ヤードを除く場内雨水排水については、貯留槽に集め沈砂した後、散水、洗車・プラント洗浄水として再利用し、一部海域へ放流する。

### (4) 緑地計画

計画地内には、環境保全及び修景を目的として、積極的に植栽を行うものとする。

本事業における緑地面積は0.94haであり、「東京における自然の保護と回復に関する条例」(昭和47年10月26日 条例第108号)に基づき算出した基準0.70haを満足している。

植栽の構成は以下のとおりである。

- ① 敷地外周部については、防風・防音及び美観上の観点より5m以上の高木を中心に、中木・低木を間に配した多層植栽とする。
- ② 敷地内部においては、職員や来場者の憩いの場となるよう中低木及び地被類を中心に、要所に高木を配置する。また、建物のまわりは、花木等を植栽する。

2-2-3 工事計画

(1) 概要

本事業の工事は、情報センター、ストックヤード、土質改良プラントの3つの施設及びそれらの共有施設の建設工事に分けられる。本事業の工事は主に建築工事であり、大規模な土工事は行わない。

工事最盛期における建設機械の稼働台数は約6台、工事用車両台数は日作業時間（8～18時）において50台程度（往復）である。

(2) 工事工程

工事工程は、表2-2-3に示すとおりである。

表2-2-3 工事工程

着工月数 工事区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	情報センター工事	_____										
ストックヤード工事			_____									
土質改良プラント工事	_____											
共有施設工事			_____									

#### 2-2-4 環境管理に関する計画等への配慮

東京都では第二次東京都長期計画に基づき、快適な環境を創りあげていくための環境に関する部の基本方針として、「東京都環境管理計画(昭和62年10月)」及び公害対策基本法に基づく「東京地域公害防止計画(昭和63年3月)」を策定した。

また、関係区である江東区においても、「江東区総合実施計画(平成元年3月)」を策定している。

本事業の計画策定にあたっては、これらの環境保全に関する計画等を配慮し、計画を立案した。配慮した内容は以下のとおりである。

- (1) 施設構内に一時仮置きした残土及び改良土の乾燥、強風による飛散を防止するため、スプリンクラー、散水設備を設けるものとした。
- (2) 騒音や振動の発生源となる土質改良プラントの設備機器については、建屋内(A L C版仕上)に設置し、施設の周囲に、地形に応じて適切な高さの防音壁を設け、周辺環境への影響を軽減させるようにした。
- (3) 残土搬出入車両の運行経路については、可能な限り首都高速湾岸線等地元区への影響の少ない主要幹線道路を利用する。
- (4) 残土搬出入車両の効率的運用を図るため、帰路車両の運搬活用(往復運搬)を可能な限り行い、周辺環境への影響を軽減させるようにした。
- (5) 残土搬出入車両による土砂の飛散防止のため、シート覆いの装着を徹底する他、施設構内に散水設備及び洗車設備を設置し、周辺環境への影響を軽減させるようにした。
- (6) 機械洗浄及び路面散水による排水については、p H調整槽及び貯留槽(沈砂)等を設け排水処理を徹底する他、可能な限り循環利用することとした。
- (7) 計画地内には環境保全及び修景を目的として、積極的に植栽を行うものとした。